

# 宅地開発行為に伴う配水管布設工事申請手順

## 1. 事前協議

申請箇所周辺の配水管網状況を考慮して、配水管口径並びに配管方法を協議。

## 2. 協議申請

事前協議の内容に基づいて、「様式第1号」に「阿賀野市開発行為事前協議申出書」並びに「農地法第5条関係書類」の写しを添えて2部申請。

## 3. 協定書の締結

「様式第1号」の回答を受け協定書の締結。

## 4. 工事の申請

協定書の締結後「様式第2号」により工事の申し込み。

決裁後

## 5. 工事着手

## 6. 工事負担金並びに管理手数料の納付 (水道局の対応として)

「様式第3号又は4号」により納付

「様式第4号」の場合は水道局で工事発注。

## 7. 完工

「様式第5号」に「様式第5-1号」、「様式第6号」及び「竣工図書(平面図、詳細図、系統図、仕切弁位置図、給水台帳、竣工写真)」を添えて提出。

## 8. 手続きの完了

上記書類を基に検査合格後、「水道施設寄附採納通知」を受け水道施設の管理を水道局が引き継ぐことによりすべての手続きを終了。